小 中 学 校 就学援助申請

高松市教育委員会

高松市では、お子様を小・中学校へ就学させるために、経済的な理由でお困りの保護者に対して、学用品費や学校給食費などを援助しています。援助を希望される方は、下記の要領で手続きをしてください。

就学援助ＨＰ→

1　援助を受けることができる方

高松市在住の児童生徒の保護者で、**次のいずれかに該当し**、高松市教育委員会が援助を必要と認めた方。

該当理由		備　　考
①	**生活保護の停止または廃止をされた方**	生活保護受給中の方は、本申請は行えません
②	**市民税の非課税世帯の方**	世帯全員が非課税であること
③	**児童扶養手当の支給を受けている方**	児童手当・特別児童手当ではありません
④	**国民年金の掛金の減免を受けている方**	世帯全員が減免を受けていること（厚生年金は不可）
⑤	**その他、経済的理由によりお困りの方**	世帯の所得の合計金額が、生活保護基準の1.3倍以下
⑥	**特別な事情でお困りの方**	※高松市教育委員会までお問い合わせください。

※　認定の可否判断のために、住民登録上の世帯及び申請書世帯欄に記載された全員の所得情報等を調査確認することへの同意が必要です。

2　就学援助の主な内容等

※学校諸費の未納がある場合、保護者へ支給する費目であっても学校へ支給する場合があります。

費　目		支給額（令和５年度） 小学校	支給額（令和５年度） 中学校	支給時期	振込先	備考
①	学用品費	11,630円（年額）	22,730円（年額）	第１期分：６月中旬頃 第２期分：１１月中旬頃	保護者	５月以降の認定者は月割額を支給。
②	通学用品費	2,270円（年額）	2,270円（年額）	第１期分：６月中旬頃 第２期分：１１月中旬頃		５月以降の認定者は月割額を支給。（※１年生は支給対象外）
③	新入学児童生徒学用品費等	54,060円（定額）	60,000円（定額）	前倒し支給：３月中旬頃 ４月認定者：６月上旬頃		（１年生）**４月末日までに**申請した方のみが支給対象です。
④	通学費	実費	実費	第１期分：６月中旬頃 第２期分：１１月中旬頃		公共交通機関利用者で、通学距離が4km以上(小)、6km以上(中)
⑤	校外活動費	1,600円（限度額）	2,310円（限度額）	実施後に給付		
⑥	集団宿泊学習費	3,690円（限度額）	3,000円（限度額）	実施後に給付		中学校は、県補助金を加算して支給する場合があります。
⑦	修学旅行費	実費	実費	実施後に給付	学校	概算給付も可能です。
⑧	ＰＴＡ会費	3,450円（限度額）	4,260円（限度額）	第１期分：６月中旬頃 第２期分：１１月中旬頃		５月以降の認定者は月割額を支給。
⑨	生徒会費		5,550円（限度額）	第１期分：６月中旬頃 第２期分：１１月中旬頃		５月以降の認定者は月割額を支給。
⑩	クラブ活動費		30,150円（限度額）	第１期分：６月中旬頃 第２期分：１１月中旬頃		体育振興費等が対象です。部活動に対する援助ではありません。
⑪	医療費	学校での検診により治療の指示を受けた疾病（う歯・蓄膿症・中耳炎・寄生虫病など）について、実費を上・下半期ごとに支給します。				

⑫	**学校給食費**	実費（全額）を、就学援助費から自動的に市へ納付します。保護者の皆様が市へ納付する必要はありません。 ※高松市立以外の小中学校については、実費を保護者へ支給します。

3　申請

（１）必要書類

提出が必要な方	必要書類
申請者（保護者）	**「本人確認書類　１点」** ▶運転免許証、健康保険証、パスポートなど ※マイナンバーカードの場合は、裏面の個人番号が見えないよう、表面のみ
【転入】 令和**４**年１月１日時点で、**高松市外**に住所があった方	**「所得が確認できる書類　１点」** ▶**最新の**所得課税証明書（※）、源泉徴収票（給与所得のみの場合） ※令和４年１月１日時点で住所があった市区町村にて発行されます。
【国民年金減免】 国民年金の掛金の減免を受けている方	**「国民年金保険料免除申請承認通知書（写）」** **「国民年金保険料免除理由該当通知書（写）」**　いずれか ※世帯の２０歳以上の方全員分必要です。
【特別な事情】 特別な事情でお困りの方	罹災証明書、雇用保険受給資格者証、民生委員の確認願など ※詳しくは高松市教育委員会までお問合せください

※　高松市で市税の申告をしている方は、所得課税証明書の提出は**不要**です。

（２）申請方法

No.	申請方法	受付場所	受付時間
1	**専用フォームにて申請** **（スマートフォンまたはＰＣ）**	**どこでも**申請可能	**いつでも**申請可能
2	学校教育課窓口で申請 ※印鑑と「（１）必要書類」をご持参ください。	高松市役所１０階 学校教育課	平日の午前８時３０分～午後５時 ※祝日と、１２月２９日～１月３日を除く。

（３）認定・再審査

No.		認定通知時期	お渡し方法
1	**認定**	申請をした翌月中旬ごろ	通学中の学校を通して認定通知書をお渡しします。
2	**再審査**	９月中旬ごろ	

◎認定期間は、１０月（または申請月）～翌年９月となります。

◎毎年9月に再審査を行い、認定となった場合は、さらに翌年９月まで認定状態が継続します。

◎再審査の際には、再度の申請は不要です。

◎**申請は、小学校または中学校卒業まで有効**となります。~~中学校へ進学する際は、再度の申請が必要となります。~~

(4) 注意点

① 虚偽その他不正な手段により支給を受けた場合は、認定の取消や返金の対象となります。

② 単身赴任等により別居している場合も同一世帯とみなし、その方の所得も合算して審査します。

③ 所得がない場合でも、就学援助を受けるためには、市民税課（市役所２階）へ所得の申告が必要です。

4　お問い合わせ

高松市教育委員会　学校教育課

就学援助ＨＰ

〒 760-8571 高松市番町一丁目８番１５号（高松市役所[本庁舎]１０階）

（申請フォーム）

☎ 電話：**087-839-2616**